

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年2月18日提出
【計算期間】	第1期(自 2019年 4 月23日至 2019年11月18日)
【ファンド名】	あい・パワーファンド
【発行者名】	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 英治
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
【事務連絡者氏名】	橋本 美紀
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
【電話番号】	03-6230-9062
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
	内外	その他資産
		（通貨）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年１回	グローバル		あり
一般	年２回	（日本を含む）		（ ）
大型株	年４回	日本	ファミリー	なし
中小型株	年６回	北米	ファンド	
債券	（隔月）	欧州		
一般	年１２回	アジア		
公債	（毎月）	オセアニア		
社債	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	
その他債券	その他	アフリカ		
クレジット	（ ）	中近東		
属性		（中東）		
（ ）		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
（投資信託証券				
（通貨））				
資産複合				
（ ）				
資産配分				
固定型				
資産配分				
変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表および属性区分表に係る用語の定義は以下の通りです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

＜商品分類の定義＞

１．単位型投信・追加型投信の区分

- （１）単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- （２）追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

２．投資対象地域による区分

- （１）国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

３．投資対象資産による区分

- （１）株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （４）その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- （５）資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

４．独立した区分

- （１）MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- （２）MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- （３）ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号及び第２号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- （１）インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- （２）特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

１．投資対象資産による属性区分

（１）株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

（２）債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

（３）不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

（４）その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

（５）資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

２．決算頻度による属性区分

年１回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

年２回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

年４回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

年６回（隔月）：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回（毎月）：目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

３．投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東（中東）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4．投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5．為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6．インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7．特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

ファンドの特色

**1 外国為替証拠金取引を主な投資対象とします。**

- 主として先進国通貨（円、米ドル、ユーロ、英ポンドなど）の外国為替証拠金取引に実質的に投資します。
 - 運用会社グループが独自に開発したシステムティック取引モデルに基づいて運用を行います。
 - 用いられる運用戦略は、スポット裁定取引戦略です。
 - 為替市場の方向性による影響の低減を図るため、同一投資対象の売りと買いを組合せることを基本とします。
- ※「外国為替証拠金取引」の詳細については後述の解説を参照ください。

**2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。**

- 投資に当たっては、信託約款に定める「別に定める投資信託証券（「指定投資信託証券」という場合があります。）」の中から選択した投資信託に投資を行います。
- 有価証券届出書提出日現在の指定投資信託証券（当ファンドが投資可能な投資信託証券）は以下の通りです。

主 要 投資対象	Spectra SPC – Powerfund JP Segregated Portfolio	ケイマン籍外国投資信託（円建） 運用会社：STI JP Limited
	ユナイテッド日本債券ベビーファンド （適格機関投資家向け）	国内籍投資信託 委託会社：あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社

▶STI JP Limited（運用会社）について

「Spectra SPC – Powerfund JP Segregated Portfolio」新規設定に伴い設立された、当該ファンド専任運用会社です。
STI Financial Group が持つ運用手法に基づき運用を行います。

▶STI Financial Group（運用会社グループ）について

2005年の設立以降、香港を本拠点とし多様な資産運用サービスを提供している金融グループです。グループの運用資産総額は約16億米ドル（約1,726億円）*です。

*2019年9月末現在。米ドルの円貨換算は、2019年9月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝107.92円）によります。

※上記2社を併せて、以下「STI社」といいます。

**3 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。**

- 実質的に投資する外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、当ファンドの基準価額および分配金は、円と外国通貨との為替相場の変動の影響を受けます。
- 外国為替証拠金取引において、円資産で差入れられる証拠金については、外貨の対円為替変動の影響を受けません。

運用戦略の特徴

スポット裁定取引戦略

①

運用会社グループが独自に開発したシステムティック取引モデルに基づき運用を行います。

②

システムが常時対象市場を観測し、より安定的な収益機会を捉え、瞬時に取引を執行します。

③

同一銘柄（通貨ペア）の買いと売りを同時に同単位で行うことにより、相場の方向性による影響を受けにくくします。

投 資

外国為替証拠金取引

米ドル
-
円

ユーロ
-
米ドル

英ポンド
-
ユーロ

英ポンド
-
米ドル

その他
通貨
ペア

外国為替証拠金取引

投資額の一部額を予め証拠金として差入れることにより外国為替投資を行うことができる仕組みです。投資額の総額を授受する必要はなく、決済差金の授受のみを行います。

つまり、少額の資金でその何倍もの売買取引を行うことができます。（これを「レバレッジ」といいます。）

また、証拠金と異なる通貨の売買が可能なので、例えば、証拠金を円で差入れて米ドル買・ユーロ売といった取引を行うこともできます。

スポット取引

外国為替市場において「スポット取引」とは、通貨売買契約日（約定日）の翌々営業日までに決済を行う取引のことで、「直物取引」ともいいます。最も基本的な外国為替取引です。

特定の取引所で集中取引されている訳ではなく、世界のあらゆる場所で多数の参加者によって相対取引されています。

*新興国通貨などの場合、決済が翌々営業日より遅くなる場合があります。

■ スポット裁定取引戦略の仕組

下表は、米ドル-円スポット取引のある時点の状況を切り取ったイメージです。

取引業者がそれぞれに買値・売値を提示するので、「米ドル-円スポット」という1つの銘柄が、同じ瞬間に、異なる複数の値で売買されます。

そうすると時には、例えば
1米ドル*を
「106.54円で買います」
という提示と
「106.51円で売ります」
という提示が
同時に現れることがあります。

*以下いずれも1米ドル当たりの
価格(円)です。

ここで即座に、
「106.54円で買います」
という業者に売注文*を出し、
同時に
「106.51円で売ります」
という業者に買注文*を出します。

* 売りと買いは同単位です。

106.54円での売りと
106.51円での買いが
同時約定された時点で、
0.03円の利益が固定された
ことになります。

同時に、上記の売りと買いの持ち高が通算されます。
その結果、持ち高は消え、確定利益として0.03円が
残ります。

※取引に係る費用等は考慮していません。

※実際の取引執行に際しては、急激な価格や流動性の変動により、意図した価格による取引ができない場合、あるいは売り買いの何れかのみ約定成立する場合があります。

取引対象(銘柄)	取引業者	業者の買提示価格	業者の売提示価格
米ドル - 円 スポット	A	106.51	106.53
米ドル - 円 スポット	B	106.54	106.55
米ドル - 円 スポット	C	106.51	106.53
米ドル - 円 スポット	D	106.52	106.55
米ドル - 円 スポット	E	106.51	106.53
米ドル - 円 スポット	F	106.50	106.51
米ドル - 円 スポット	G	106.50	106.52
米ドル - 円 スポット	H	106.51	106.54

裁定機会
発見

取引対象(銘柄)	取引業者	業者の買提示価格	業者の売提示価格
米ドル - 円 スポット	A		
米ドル - 円 スポット	B	106.54	
米ドル - 円 スポット	C		
米ドル - 円 スポット	D		
米ドル - 円 スポット	E		
米ドル - 円 スポット	F		106.51
米ドル - 円 スポット	G		
米ドル - 円 スポット	H		

売買
同時発注

米ドル - 円 スポット	売り約定	106.54 円
米ドル - 円 スポット	買い約定	106.51 円
価格差固定		0.03 円

売買
同時約定

利益実現 0.03 円

利益実現

市場動向とスポット裁定取引戦略

この為替相場が 円高米ドル安 あるいは 円安米ドル高に動いたとすると…

円高・ドル安方向

取引対象(銘柄)	取引業者	業者の買提示価格	業者の売提示価格
米ドル - 円 スポット	A	95.01	95.04
米ドル - 円 スポット	B	94.99	95.01
米ドル - 円 スポット	C	95.01	95.03
米ドル - 円 スポット	D	95.02	95.05
米ドル - 円 スポット	E	95.05	95.06
米ドル - 円 スポット	F	95.02	95.04
米ドル - 円 スポット	G	94.98	95.00
米ドル - 円 スポット	H	95.02	95.06

価格差固定 0.05

円安・ドル高方向

取引対象(銘柄)	取引業者	業者の買提示価格	業者の売提示価格
米ドル - 円 スポット	A	122.11	122.13
米ドル - 円 スポット	B	122.09	122.11
米ドル - 円 スポット	C	122.11	122.15
米ドル - 円 スポット	D	122.12	122.16
米ドル - 円 スポット	E	122.09	122.12
米ドル - 円 スポット	F	122.15	122.16
米ドル - 円 スポット	G	122.12	122.12
米ドル - 円 スポット	H	122.13	122.14

価格差固定 0.04



このように、為替相場の水準や方向性ではなく、上記のような価格差(裁定の機会)が生じるかどうかで収益確保の決め手になります。

以上は米ドル-円の例ですが、他の通貨ペアでも同様に裁定機会を見出すことが可能です。
当戦略においては、取引量の多い通貨ペアを選んで投資します。



当戦略においては、収益機会は市場全体の方向性にほとんど左右されません。
それよりも、「いかに裁定機会を捉えるか」の能力が、運用の巧拙を決定することになります。



当戦略においては、STI社のシステムが、広範な対象市場における値動きを常時観測し、裁定機会を発見し、瞬時に取引注文を実行します。一連の投資プロセスは全てシステムにより自動観測・自動執行されています。



当戦略において、取引対象は24時間動き続ける為替市場の複数の通貨ペア(例:米ドル対円、ユーロ対米ドル)、複数の取引業者にまたがり、かつ市場の価格変化が高速であるため、この投資プロセスをシステムを用いた自動執行によらずに実行することは困難です。STI社は、その独自のシステムを活用することで、高度な裁定取引能力を発揮しています。

運用会社グループ紹介



STIフィナンシャル・グループ (STI Financial Group) について

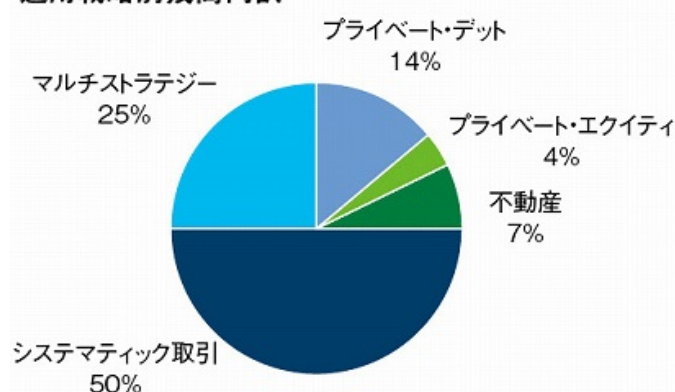
概要

- 2005年の設立以降、アジア地域に特化した、多様な運用サービスを提供しています。
- 香港拠点を中心にビジネスを展開させており、香港、台北、ロサンゼルスといった各拠点にも運用プロフェッショナルを配置しています。
- システマティック取引戦略のみならず、不動産、未公開株式、融資などを投資対象とした運用を行っています。
- 10年超の期間において良好な運用実績を実現させています。グレーター・チャイナ地域の富裕層個人投資家および法人投資家の資金、総額約16億米ドルの資産を運用しています。
- 投資顧問会社、取引先法人等と強固なネットワークを構築し、その専門的見解・情報を得ています。

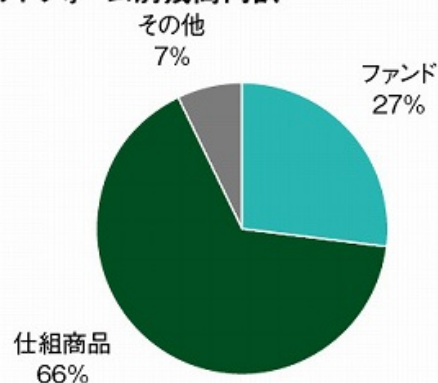
提供している運用プラットフォーム

投資ファンド		仕組商品	個別仕様ソリューション
プライベート・エクイティ	プライベート・デット	不動産	システマティック取引
ベンチャー・キャピタル	ミドル・マーケット融資	開発	為替スポット裁定取引
グロース・キャピタル	有担保ファイナンス	買収・譲渡	統計手法裁定取引
レバレッジド・バイアウト	スペシャル・シチュエーション	デット	トレンド・フォロー取引
スペシャル・シチュエーション		資産管理	
ファンド・オブ・ファンズ			

運用戦略別残高内訳



プラットフォーム別残高内訳



上記いずれも2019年9月末時点

特徴・優位性

多様なバック
グラウンドを持つ
人材で構成された
専門家集団

良好かつ
確固とした
運用成績

多様かつ多数の
投資家により
選ばれた実績

投資家毎の
運用目標に沿って
提供される
運用戦略・投資手段

卓越した
テクノロジー知識を
利用しての
調査・分析

■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

■ 分配方針

毎年5月17日および11月17日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に、以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向・残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※運用状況により分配金額は変動します。

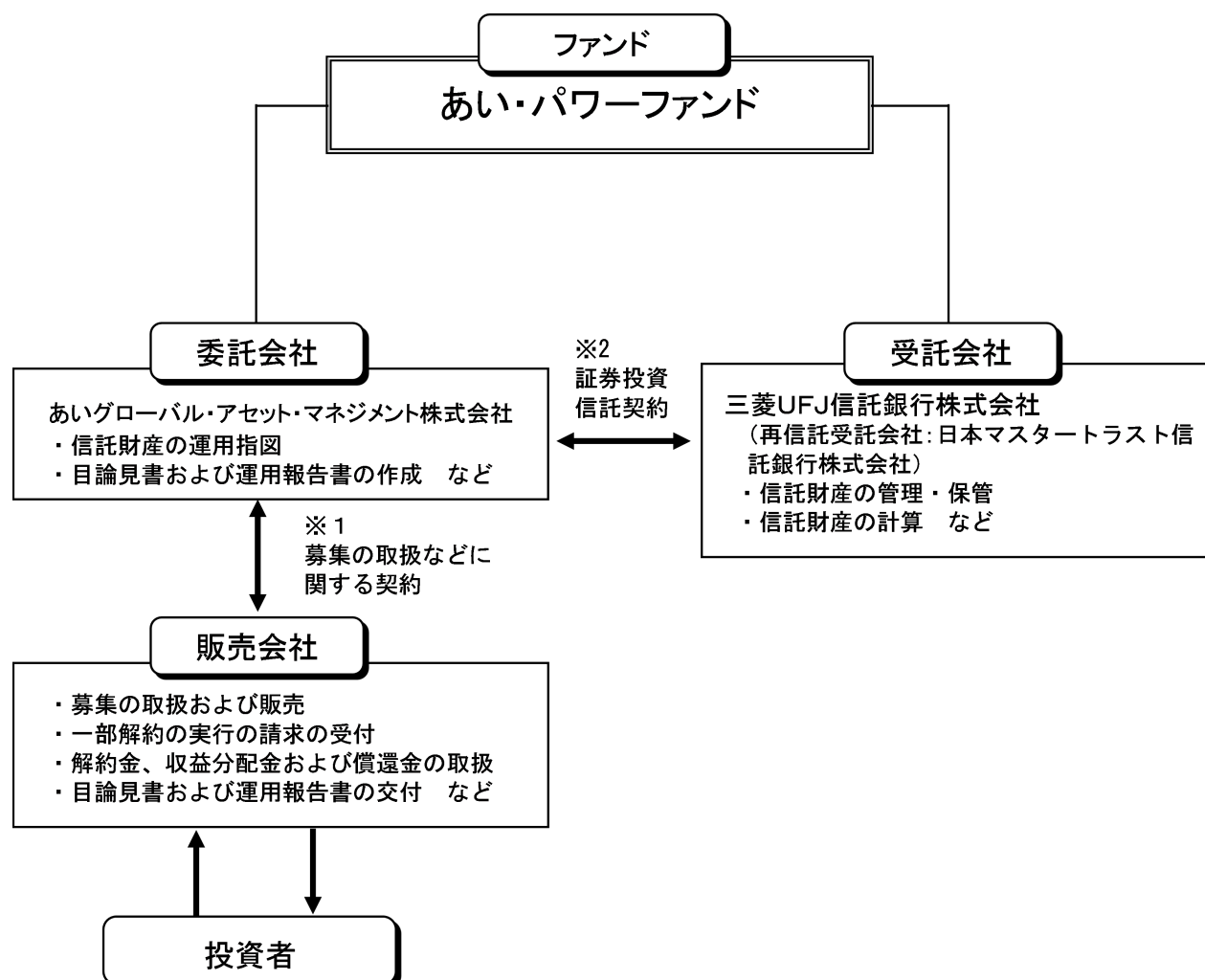
市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。
--

(2) 【ファンドの沿革】

2019年4月23日 当ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱、収益分配金・償還金の支払、解約請求の受付の業務範囲の取決の内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決の内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組>

- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- ファンド・オブ・ファンズ形式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組で、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



※ケイマン籍円建外国投資信託「Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio」を主要投資対象とし、高位組入を維持することを基本とします。

※投資対象ファンドについては、見直しを行う場合があります。

委託会社の概況（2020年1月15日現在）

1) 資本金

3億9,000万円

2) 沿革

1999年9月17日	：米ユニテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの子会社としてユニテッド投信株式会社を設立
1999年10月26日	：証券投資信託委託業の認可取得
2000年10月6日	：オールド・ミューチュアル（U.S.）・ホールディングス・インクの子会社となる
2004年1月20日	：投資顧問会社として登録
2005年3月30日	：日本アジアホールディングス株式会社の子会社となる
2005年10月31日	：投資一任業務に係る認可を取得、ユーエイエムジャパンインクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユニテッド投信投資顧問株式会社に変更
2007年9月30日	：金融商品取引業者として登録
2013年7月13日	：会社名をユニテッド投信投資顧問株式会社から日本アジア・アセット・マネジメント株式会社に変更
2015年7月1日	：日本アジア証券株式会社の100%子会社となる
2017年2月1日	：日本アジアファイナンシャルサービス株式会社の100%子会社となる
2018年5月31日	：iホールディングス株式会社及びあい証券株式会社の100%子会社となる
2018年10月1日	：会社名を日本アジア・アセット・マネジメント株式会社からあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社に変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
iホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	4,512株	60%
あい証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	3,008株	40%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

この投資信託は、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

投資対象

この投資信託は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。））ならびに投資法人および外国投資法人の投資証券をいいます。以下「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．この投資信託は、指定投資信託証券への投資を通じて、実質的に先進国通貨の外国為替証拠金取引を主要取引対象とします。
- ロ．各指定投資信託証券への投資割合は、市場動向や資金動向などを勘案して決定するものとし、指定投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを原則とします。
- ハ．各指定投資信託証券については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ニ．市場動向や資金動向等に急激な変化が生じたとき、ならびにこの投資信託の残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、もしくはやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形
 - ハ．金銭債権
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

- １．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- ２．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等および委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

投資対象とする投資信託証券の概要

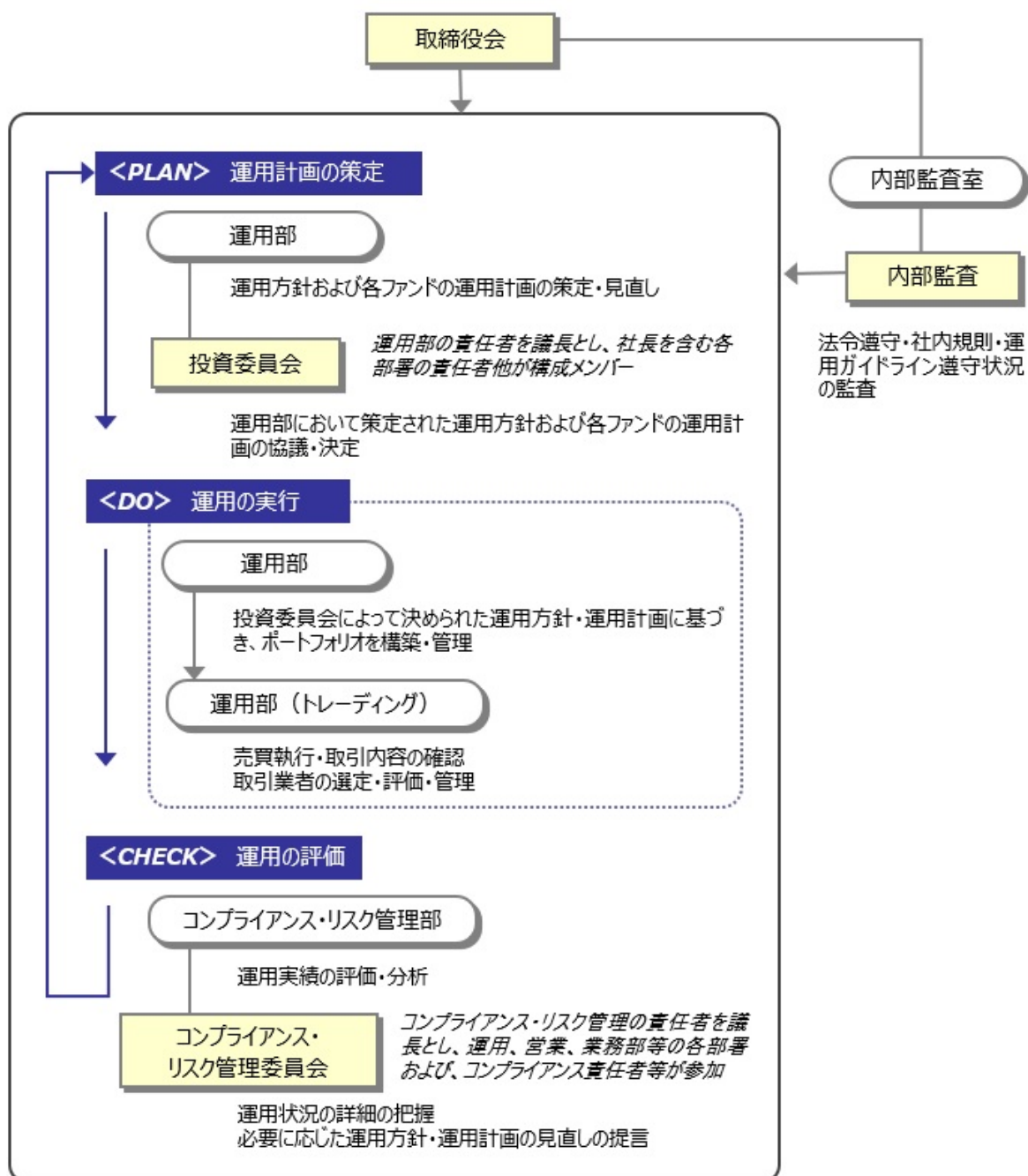
ファンド名	Spectra SPC – Powerfund JP Segregated Portfolio
ファンド形態	会社型ケイマン籍円建外国投資信託
主要投資対象	外国為替証拠金取引
運用の基本方針	① 先進国通貨の外国為替証拠金取引に主に投資します。 ② 運用に当たっては、スポット裁定取引戦略を用います。 ③ 独自の取引モデルに基づき、自動取引を行います。
投資方針・特色	① 原則として、対円での為替ヘッジを行いません。 ② 円資産で差入れられる証拠金については、外貨の対円為替変動の影響を受けません。 ③ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
管理報酬等	管理報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 2.00%の率を乗じて得た額とします。 その他、信託事務の処理に関する諸費用、信託財産に関する租税、および信託財産の監査に要する費用などがかかります。
実績報酬	ありません。
事務管理 代 行 会 社	Maples Fund Services (Cayman) Limited ※Maples Fund Services (Asia) Limitedに業務を委託しています。
運用会社	STI JP Limited

ファンド名	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	ユナイテッド日本債券マザーファンド
投資方針・特色	① 信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。 ② マザーファンドへの投資を通じて、主として、わが国の債券に投資します。 ③ わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。 ④ AA 格以上の格付けを有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。 ⑤ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.220%（税抜年 0.200%）の率を乗じて得た額とします。
委託会社	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社

上記は、有価証券届出書提出日現在の内容であり、今後変更となる場合があります。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



委員会名または部署名	役割
投資委員会 (原則月1回開催)	当社または再委託先が行う運用について、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置等を決定するとともに、資産運用リスク管理上必要な事項等の決定を行います。
コンプライアンス・ リスク管理委員会 (原則月1回開催)	当社または再委託先が行う運用が信託約款に準拠して行われるとともに、投資判断の妥当性が確保され、合理的な運用成果が得られているか等の検証を行い、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置について投資委員会に勧告を行います。
運用部 (トレーディング) (2名程度)	投資委員会で協議・決定された投資戦略に基づいて、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書に基づいて、運用の指図を行います。 有価証券等（余剰資金を含む）の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、売買の結果について最良執行の観点からの検証・分析ならびに業者選定を行います。
内部監査室 (1名程度)	法令、社内規則および運用ガイドライン等の遵守状況の内部監査を行います。
業務部 (4名程度)	商品企画関連業務、投資信託財産の計理および管理に関する業務、また当社の運用するファンドに関する情報開示（レポート）を行います。
コンプライアンス・ リスク管理部 (2名程度)	法令諸規則等の遵守体制の整備ならびに管理を行い、各部署に定期的な指導を行います。また、当社の運用するファンドについて、運用実績の評価・分析およびリスク管理面からのモニタリングを行います。

・社内規程

委託会社では、社内規程でファンドの運用に当たって遵守すべき事項等を定めているほか、「利益相反管理規程」、「ポートフォリオの設定・管理と発注に関するマニュアル」等の規程及びマニュアルを定め、法令遵守の徹底ならびにインサイダー取引および利益相反取引の防止に努めています。また、「資産運用リスク管理規程」において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用部から独立したコンプライアンス・リスク管理部が、運用の指図および運用状況について、運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を行っています。

なお、当社が第三者へ運用の指図権限を委託する場合には、「投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規程」に従い、事前チェックおよび定期モニタリング等を実施しています。

・ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託会社（信託銀行（再信託受託会社を含みます。））については、受託会社が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

また、受託会社に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。発注先業者については、受益者および顧客の利益を最優先としたトレーディング業務を遂行するため、定められた事項（信用リスク、取引執行能力、事務取扱能力、手数料率および情報提供力）に基づき評価した上で選定・採用しています。

また、原則として6ヶ月毎に、上記事項に基づき発注先業者を評価しています。

上記の運用体制は、2019年11月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向・残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取コース>

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払は販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

１）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

２）株式への直接投資は行いません。

３）デリバティブ取引の直接利用は行いません。

４）外貨建資産への直接投資は行いません。

５）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

６）資金の借入れ

１．委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２．前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

１．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

２．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

３．借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

３．一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

４．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

５．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

７）同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがガルクスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

８）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

- ・ 当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて相場変動のある外国為替証拠金取引などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・ したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
- ・ 信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者の皆様に帰属します。
- ・ 投資信託は預貯金と異なります。

< 基準価額の主な変動要因 >

システム運用に係るリスク

当ファンドは、基本的にシステムによる自動取引で運用を行っています。そのため、当該システムやコンピューター・ネットワークに係る不具合、障害あるいは事故等が発生すると、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなる可能性があり、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

取引執行リスク

市場の状況あるいは注文の内容によっては、市場で表示される売または買の提示価格とは異なる価格で約定が成立する場合があります。これにより収益機会を成立させる条件が失われ、想定していた収益機会を逸する可能性、あるいは損失が発生する可能性があります。

裁定取引に伴うリスク

スポット裁定取引戦略においては、同一投資対象の売りと買い両方の取引を同時に同単位で成立させることを基本としますが、市場の状況等によっては売りまたは買いのいずれかの取引のみが成立する場合や、売りと買いの約定単位が異なる場合があります。これにより収益機会を成立させる条件が失われ、想定していた収益機会を逸する可能性、あるいは損失が発生する可能性があります。

ブローカーの信用リスク

取引先ブローカーの信用状況が悪化することにより、売買取引、決済、あるいは預託金返還等が困難になる可能性があります。その場合、想定した取引を行うことが出来ず、損失が発生し、基準価額の下落要因となることがあります。

為替変動リスク

一般的に、外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

レバレッジ・リスク

証拠金取引では、少額の投資資金（証拠金）を差入れることによりその何倍もの取引を行うことが可能です。一般的に、証拠金額に比した取引額（レバレッジ）を大きくすれば、相場の変動が小幅であっても、利益または損失が短期間に大きくなる可能性が高まります。

利益相反リスク

当ファンドが投資する投資信託証券（以下「当対象ファンド」）の運用会社およびその関連会社（以下「運用会社等」）は、当対象ファンドに係る以外の事業活動に従事し、当対象ファンドの顧客以外の顧客（以下「他顧客」）の口座を管理することができます。この場合に、他顧客のために行われる取引が、当対象ファンドの投資対象資産の価格等に影響を与え、当対象ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。また、当該運用会社等は、当対象ファンドのそれに類する、あるいは異なる運用戦略および業務サービスを、当対象ファンド以外のファンド等に提供することができます。その結果、運用会社等は、運用時間、業務および機能を全顧客間に配分する場合に利益相反となる可能性があります。

また、当ファンドの委託会社の関連会社は、当対象ファンドの運用に係る業務サービスを提供することができます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

ファンド運営上のリスク

（Ａ）指定投資信託証券における解約制限等

委託会社は、換金請求額が多額な場合、解約制限が設けられている「Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio」において解約請求の受付が中止・取消または延期された場合には、換金のお申込の受付を中止すること、既に受付けた換金のお申込の受付・約定を取消すること、および換金代金の支払を延期することがあります。

（Ｂ）取得申込の受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することがあり、また、既に受付けた取得申込の受付を取消す場合があります。また、同様の理由により、解約の申込の受付を中止する場合があります。

（Ｃ）信託の途中終了

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回る場合、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合、または、受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

（Ｄ）指定投資信託証券の運用および変更に伴うリスク

当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の一部は、外部の運用会社が運用をしており、当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。また、指定投資信託証券の見直しは、パフォーマンスの一層の向上を目指すものではありませんが、指定投資信託証券の入替や組入比率の変更が、結果としてファンドの基準価額の下落の要因となる場合があります。

販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

（Ａ）販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について契約を締結しており、受益者の購入資金は販売会社を通じてファンドに振込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払についても、販売会社へ支払った後の受益者への支払については、委託会社および受託会社は責任を負いません。委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

（Ｂ）受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払は、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから販売会社の指定口座への支払をした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

収益分配に係る留意点

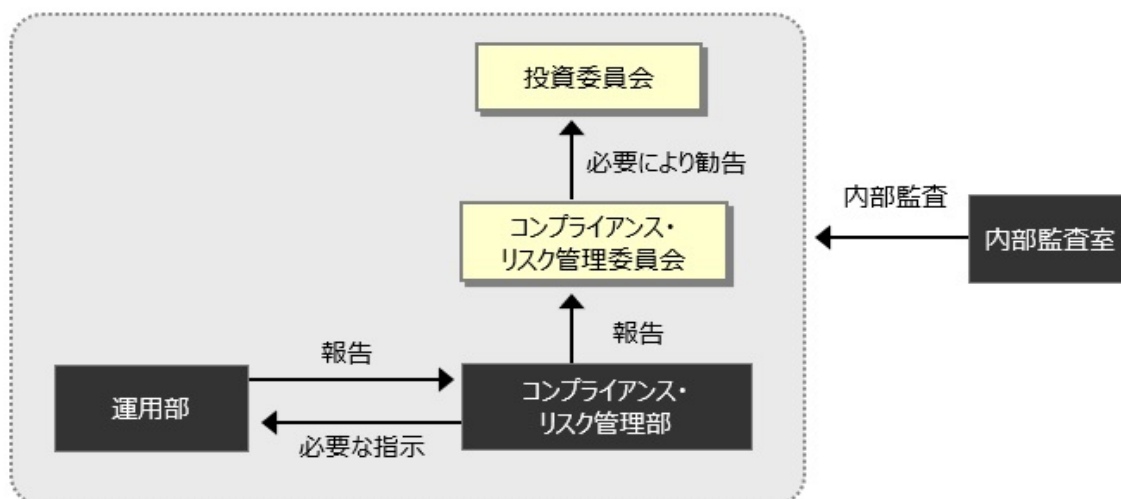
分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一

部払戻に相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが見られなかった場合も同様です。

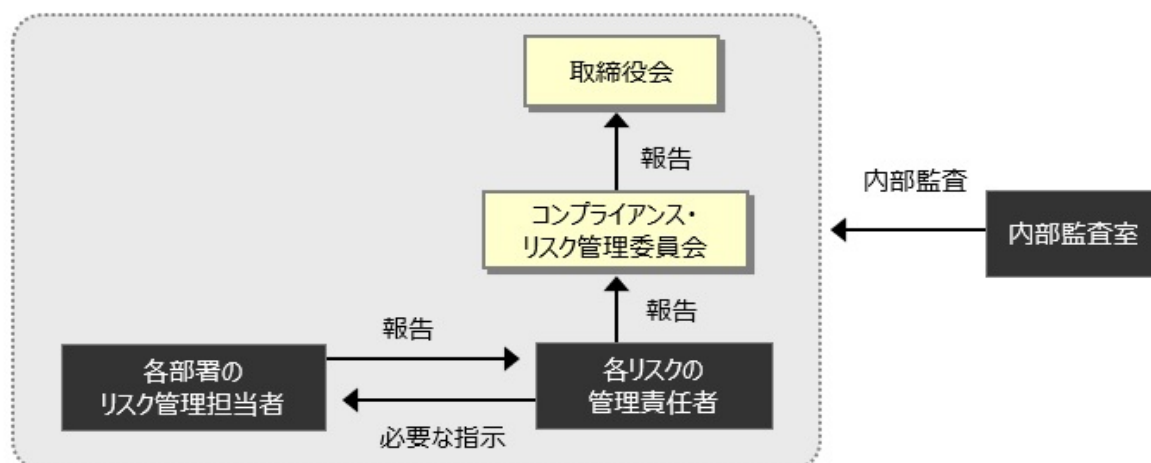
（２）リスク管理体制

- ・運用リスク管理および運用ガイドラインなどの遵守状況のモニタリング、運用状況の分析・評価に関しては、運用部から独立したコンプライアンス・リスク管理部が行っています。
- ・コンプライアンス・リスク管理部は、運用上必要な措置等についてコンプライアンス・リスク委員会へ報告し、コンプライアンス・リスク委員会は、必要に応じ投資委員会へ勧告を行います。これらの部署および委員会は、適切な運用・リスク管理体制が維持されるように努めています。
- ・資産運用リスク管理について：
市場リスク、信用リスク、取引先リスク、流動性リスク等を対象とします。
担当部署である運用部が日々リスクの管理を行い、統括部署であるコンプライアンス・リスク管理部に報告します。統括部署は、リスク分析・評価およびリスクへの対応状況を検証し、原則として月に一度開催される投資委員会で内容を報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。
- ・その他のリスク管理について：
事務リスク、システムリスク、コンプライアンス・リスク等を対象とします。
各部のリスク管理担当者がリスクの管理を行い、各リスクのリスク管理責任者である部の責任者へ定期的に内容を報告します。リスク管理責任者は、原則として月に一度開催されるコンプライアンス・リスク管理委員会で報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。対応策等、必要な措置を含め検討結果を取締役会に報告します。

資産運用リスクの管理



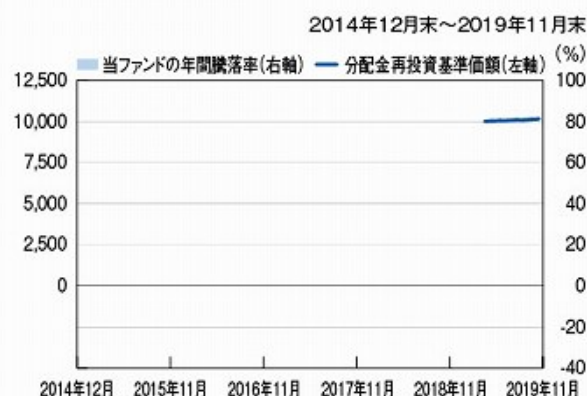
その他のリスクの管理



上記体制は2019年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

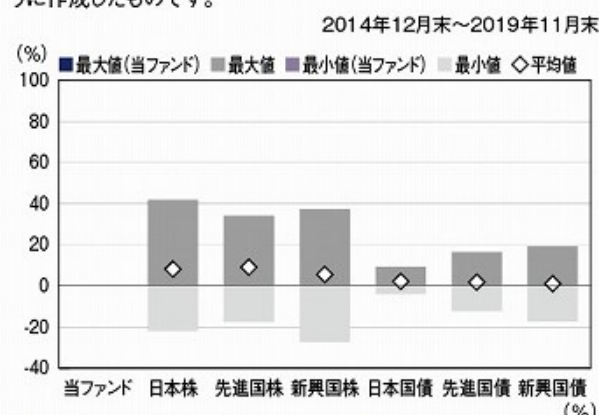


※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

※ 当ファンドの年間騰落率は、運用開始後1年を経過していないため、表示できません。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	41.9	34.1	37.2	9.3	16.4	19.3
最小値	—	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	—	8.1	9.0	5.5	2.1	1.8	1.0

※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ 2014年12月から2019年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※ 当ファンドの年間騰落率は、運用開始後1年を経過していないため、表示できません。

※ 決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

日本国債…NOMURA-BPI 国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

● 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに当社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

- ・販売会社における申込手数料率は5.50%（税抜5.00%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は１口当たり１円）に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に1.0%の率を乗じて得た額（１口当たり）が差引かれます。

「信託財産留保額」とは、解約による組入有価証券などの売却費用について、受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される受益者にご負担いただくので、信託財産に繰入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	2.255%（税抜2.050%）
投資対象とする投資信託証券	1.911%（税抜1.910%）程度
実質的負担	4.166%（税抜3.960%）程度 [*]

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日計上され、信託財産の純資産総額に対し年2.255%（税抜2.050%）の率を乗じて得た額とします。

^{*} 当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬について算出したものです。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第１ ファンドの状況 - 2 投資方針 - （２）投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
2.05%	1.00%～1.50% [*]	0.50%～1.00% [*]	0.05%

^{*}... 委託会社及び販売会社への配分比率は、販売会社毎に、当ファンドの取扱残高額によって異なります。詳細は下記の通りです。

取扱残高（販売会社毎）	信託報酬率（年率）	
	委託会社	販売会社
10億円以下	1.500%	0.500%
10億円超30億円以下	1.250%	0.750%
30億円超100億円以下	1.125%	0.875%
100億円超	1.000%	1.000%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

実績報酬

通常の信託報酬のほかに、運用実績が一定の水準以上あがったとき、実績報酬を信託財産より委託者に支弁します。

1．実績報酬の額は次に掲げる通りとします。

イ．実績報酬の基準

実績報酬の算定にはハイ・ウォーター・マーク（高水位基準）を採用します。ハイ・ウォーター・マークは各計算期末において見直され、翌計算期間の適用水準が確定します。実績報酬の支払は、各計算期間末においてその前営業日の10,000口あたり基準価額がハイ・ウォーター・マークを超えているときに限定されます。

ロ．実績報酬の計算式

この信託の毎計算日における前営業日の10,000口あたり基準価額（当該計算日がこの信託契約締結日であるときは10,000円とします。）がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に100分の20の率を乗じて得た額に、受益権口数を10,000で割ったものを乗じて得た額（以下、「実績報酬額」といいます。）から前営業日の実績報酬額（前営業日に一部解約があった場合には当該解約に係わる口数に相当する前営業日の実績報酬額を控除した額とします。）を控除した額を計上します。

ハ．上記のハイ・ウォーター・マークについては次のとおりとします。

）設定日から最初の計算期間末

- ・ 10,000円（10,000口あたり）

）最初の計算期間末以降のハイ・ウォーター・マーク

- ・ 前計算期間末の前営業日の10,000口あたり純資産価額が前期のハイ・ウォーター・マークを上回った場合
 - ・ 前計算期間末の前営業日現在の10,000口あたり基準価額（前計算期末において収益分配が発生した場合は、当該金額を控除した額とします。）をその期のハイ・ウォーター・マークとします。
- ・ 前計算期間末の前営業日の10,000口あたり純資産価額が前期のハイ・ウォーター・マークを下回った場合
 - ・ 前計算期間末に使用したハイ・ウォーター・マークをその期のハイ・ウォーター・マークとします。

2．上記の実績報酬は、計算期間中において発生した信託財産の費用として計上されます。ただし、計上日の翌営業日に反対計上され、最終的に各計算期間末日または信託終了日に計上された実績報酬が、当該実績報酬に係る消費税等相当額とともに、各計算期間末または信託終了（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬を含む）のときに、信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産から支払います。なお、委託会社は、以下の諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支払を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支払を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

- １）この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用
- ２）振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- ３）有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- ４）目論見書等（訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ５）信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ６）運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ７）この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ８）格付の取得に要する費用
- ９）この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社または委託会社までお問合せください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問合せください。

個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込の場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合せください。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。

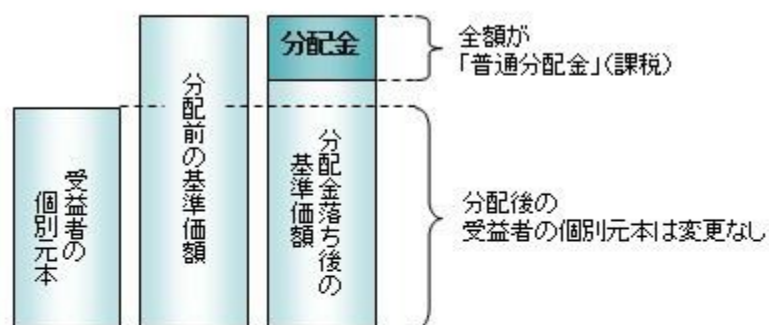
ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

外国税額控除

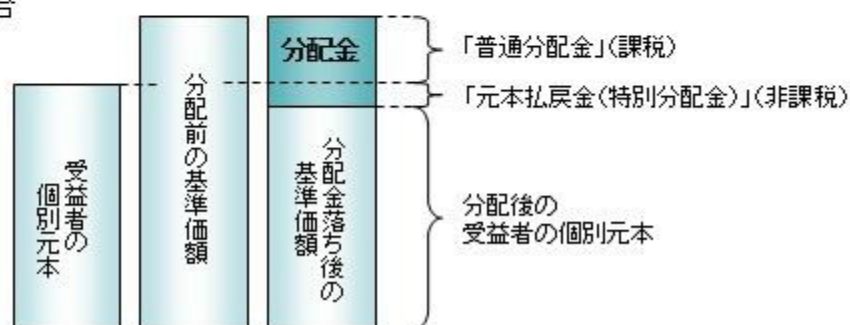
外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は有価証券届出書提出日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2019年11月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ケイマン諸島	2,916,272,654	97.47
投資信託受益証券	日本	39,723,522	1.33
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	-	35,908,556	1.20
合計（純資産総額）		2,991,904,732	100.00

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資証券	Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio	280,897	10,346.94	2,906,426,359	10,382	2,916,272,654	97.47
日本	投資信託受益 証券	ユナイテッド日本債券ベビーファン ド（適格機関投資家向け）	38,830,423	1.0213	39,657,511	1.023	39,723,522	1.33

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.47
投資信託受益証券	1.33
合 計	98.80

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2019年11月18日）	2,959	2,959	1.0128	1.0128
2019年 4月末日	955	-	0.9998	-
5月末日	1,059	-	1.0018	-
6月末日	1,218	-	1.0036	-
7月末日	1,351	-	1.0046	-
8月末日	1,706	-	1.0085	-
9月末日	2,066	-	1.0081	-
10月末日	2,843	-	1.0116	-
11月末日	2,991	-	1.0149	-

(注)分配付きの金額は、計算期間末の金額に当該計算期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2019年 4月23日～2019年11月18日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1計算期間	2019年 4月23日～2019年11月18日	1.28

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	2019年 4月23日～2019年11月18日	2,923,260,382	656,948

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

運用実績

データ基準日：2019年11月29日現在

■ 基準価額・純資産総額の推移



※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。

■ 分配の推移

決算期	分配金
第1期	0円
2019年11月18日	0円
設定来累計	0円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の金額です。

■ 主要な資産の状況

ファンドの内訳	比率
Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio	97.5%
ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	1.3%
現金等	1.2%
合計	100.0%

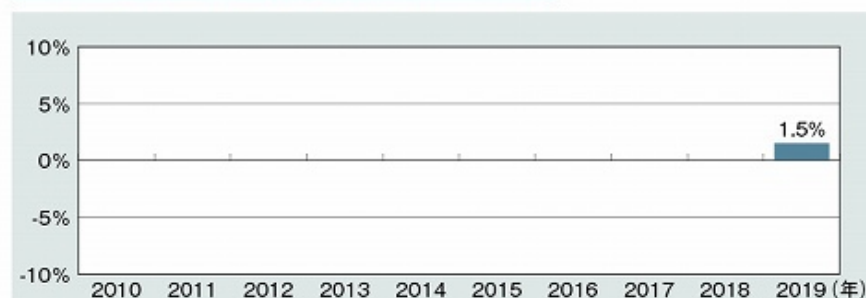
※ファンドの内訳は、小数第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

各投資対象ファンドの組入上位銘柄

[Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio] の組入上位銘柄	[ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)]の組入上位銘柄	
	銘柄名	比率
	第127回利付国債(20年) 2031年3月償還	34.0%
	第145回利付国債(20年) 2033年6月償還	17.0%
	第130回利付国債(20年) 2031年9月償還	16.9%
	第87回利付国債(20年) 2026年3月償還	16.1%
	第319回利付国債(10年) 2021年12月償還	14.3%

※[ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)]組入上位銘柄の比率は、[ユナイテッド日本債券マザーファンド]の純資産総額に対するものです。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ 当ファンドにはベンチマークはありません。
※ ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。
※ 2019年は設定日(4月23日)から11月末までの収益率です。

ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用状況は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取コース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取コース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受取るコースです。

（3）申込の受付

販売会社の営業日に受付けます。

（4）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱となります。

（5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込受付日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

・香港もしくはケイマンの銀行休業日

（6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（7）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

委託会社の照会先

＜あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク＞

電話番号：03-6230-9011

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

（8）申込代金の支払

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（9）受付の中止および取消

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止すること、および既に受付けた取得の申込の受付を取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱となります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求受付日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

・ 香港もしくはケイマンの銀行の休業日

（４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には制限を設ける場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた額とします。

・ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

委託会社の照会先

< あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク >

電 話 番 号：０３－６２３０－９０１１

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前９時～午後５時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱が変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱」をご覧ください。

（７）解約単位

１口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

（８）解約代金の支払

原則として、解約請求受付日から起算して８営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

- ・ 委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取消することができます。
- ・ 換金請求額が多額な場合、解約制限が設けられている「Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio」において解約請求の受付が中止・取消または延期された場合には、換金のお申込の受付を中止すること、既に受付けた換金のお申込の受付・約定を取消すること、および換金代金の支払を延期することがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受付けたものとして取り扱います。

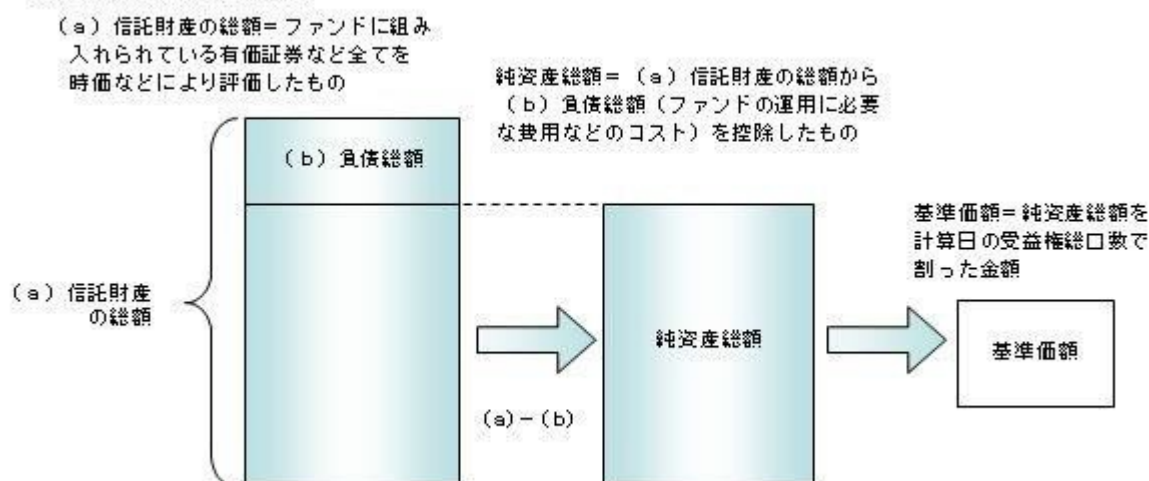
3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

委託会社の照会先

<あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク>

電話番号：03-6230-9011

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2029年5月17日までとします（2019年4月23日設定）。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

また、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎年5月18日から11月17日、11月18日から翌年5月17日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日（以下本項において「該当日」といいます。）のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。なお、第1計算期間は2019年4月23日から2019年11月18日までとし、最終計算期間の終了日は信託約款第5条に規定する信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- １）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ）受益者の解約により受益権の口数が５億口を下回ることとなった場合
 - ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ）やむを得ない事情が発生したとき
- ２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ）この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合
 - ロ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ハ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ニ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ホ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
 - ヘ）この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき
- ４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払は、販売会社において行なわれます。

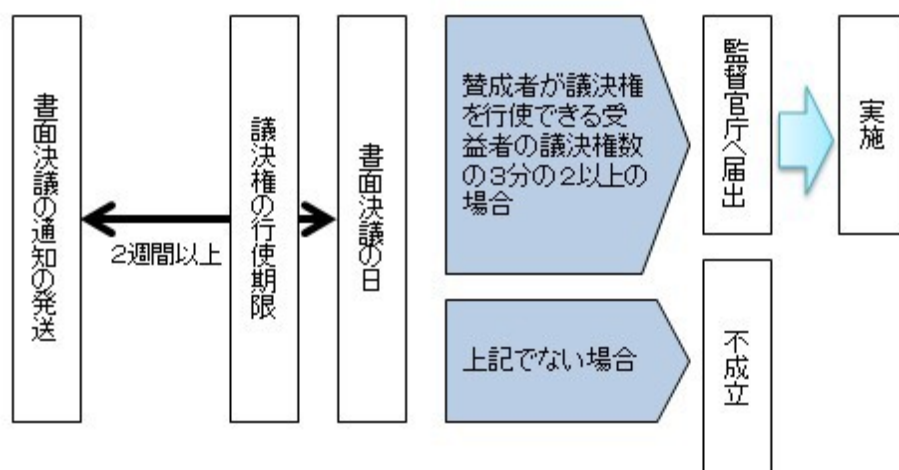
信託約款の変更など

- １）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- １）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- ３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。
- ４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- ５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- ６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレスwww.igam.co.jp/

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（5月、11月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として販売会社を通じて知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレスwww.igam.co.jp/

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。

なお、当ファンドの第1期計算期間は、約款第29条の規定により、2019年4月23日から2019年11月18日までとしております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(2019年4月23日から2019年11月18日まで)の財務諸表について、イデア監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

あい・パワーファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

区分	第 1 期 (2019年11月18日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	84,715,706
投資信託受益証券	39,657,511
投資証券	2,851,426,359
前払金	15,000,000
流動資産合計	2,990,799,576
資産合計	2,990,799,576
負債の部	
流動負債	
未払解約金	198,893
未払受託者報酬	503,490
未払委託者報酬	28,178,321
未払利息	232
その他未払費用	2,006,783
流動負債合計	30,887,719
負債合計	30,887,719
純資産の部	
元本等	
元本	2,922,603,434
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	37,308,423
(分配準備積立金)	20,397,726
元本等合計	2,959,911,857
純資産合計	2,959,911,857
負債純資産合計	2,990,799,576

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	第 1 期	
	自 2019年 4 月23日	至 2019年11月18日
営業収益		
有価証券売買等損益		51,083,870
営業収益合計		51,083,870
営業費用		
支払利息		19,611
受託者報酬		503,490
委託者報酬		28,178,321
その他費用		2,006,783
営業費用合計		30,708,205
営業利益又は営業損失()		20,375,665
経常利益又は経常損失()		20,375,665
当期純利益又は当期純損失()		20,375,665
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		2,456
剰余金増加額又は欠損金減少額		16,932,642
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		16,932,642
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,340
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		2,340
分配金		-
期末剰余金又は期末欠損金()		37,308,423

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 1 期 自 2019年 4 月23日 至 2019年11月18日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他	当ファンドの計算期間は原則として、毎年5月18日から11月17日、11月18日から翌年5月17日までとなっております。 ただし、第1期計算期間は信託約款の定めにより、設定日（2019年4月23日）から2019年11月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 1 期 (2019年11月18日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 842,056,033円 期中追加設定元本額 2,081,204,349円 期中一部解約元本額 656,948円
2. 元本の欠損	- 円
3. 計算期間末日における受益権の総数	2,922,603,434口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第 1 期 自 2019年 4 月23日 至 2019年11月18日
分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	20,397,726円
収益調整金額	16,932,001円
分配準備積立金額	0円
当ファンドの分配対象収益額	37,329,727円
当ファンドの期末残存口数	2,922,603,434口
1 万口当たり収益分配対象額	127.72円
1 万口当たり分配金額	0円
収益分配金金額	0円

(金融商品に関する注記)

項目	第 1 期 自 2019年 4 月23日 至 2019年11月18日
1. 金融商品の状況に関する事項	・金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 ・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 ・金融商品に係るリスク管理体制

2.金融商品の時価等に関する事項	委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 ・貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ・時価の算定方法 投資信託受益証券、投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
-------------------------	--

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 1 期 自 2019年 4 月23日 至 2019年11月18日
	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	342,489
投資証券	51,426,359
合計	51,083,870

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

項目	第 1 期 (2019年11月18日現在)
1口当たり純資産額	1.0128円
(1 万口当たり純資産額)	(10,128円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	38,830,423	39,657,511	
投資信託受益証券合計			38,830,423	39,657,511	
投資証券	日本円	Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio	275,588	2,851,426,359	
投資証券合計			275,588	2,851,426,359	
合計				2,891,083,870	

(注)投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年11月29日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	2,995,402,800円
負債総額	3,498,068円
純資産総額（ - ）	2,991,904,732円
発行済口数	2,947,841,958口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0149円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、解約請求の受付、解約金および償還金の支払などについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2020年1月15日現在の委託会社の資本金の額：	390,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	8,000株
発行済株式総数：	7,520株
最近5年間における資本金の額の増減：	2015年2月27日に160,000,000円の増資 2016年3月25日に1,420,000,000円の減資 2016年9月29日に25,000,000円の増資 2016年12月28日に35,000,000円の増資 2017年2月24日に42,500,000円の増資 2017年3月27日に102,500,000円の減資 2017年12月25日に25,000,000円の増資 2018年2月26日に85,000,000円の増資 2018年3月26日に50,000,000円の増資 2018年12月27日に100,000,000円の減資 2018年12月27日に120,000,000円の増資 2019年3月26日に50,000,000円の増資 2019年9月26日に35,000,000円の増資 2020年1月15日に25,000,000円の増資

(2) 委託会社等の機構

2019年11月末現在、委託会社の機構は次のとおりとなっております。

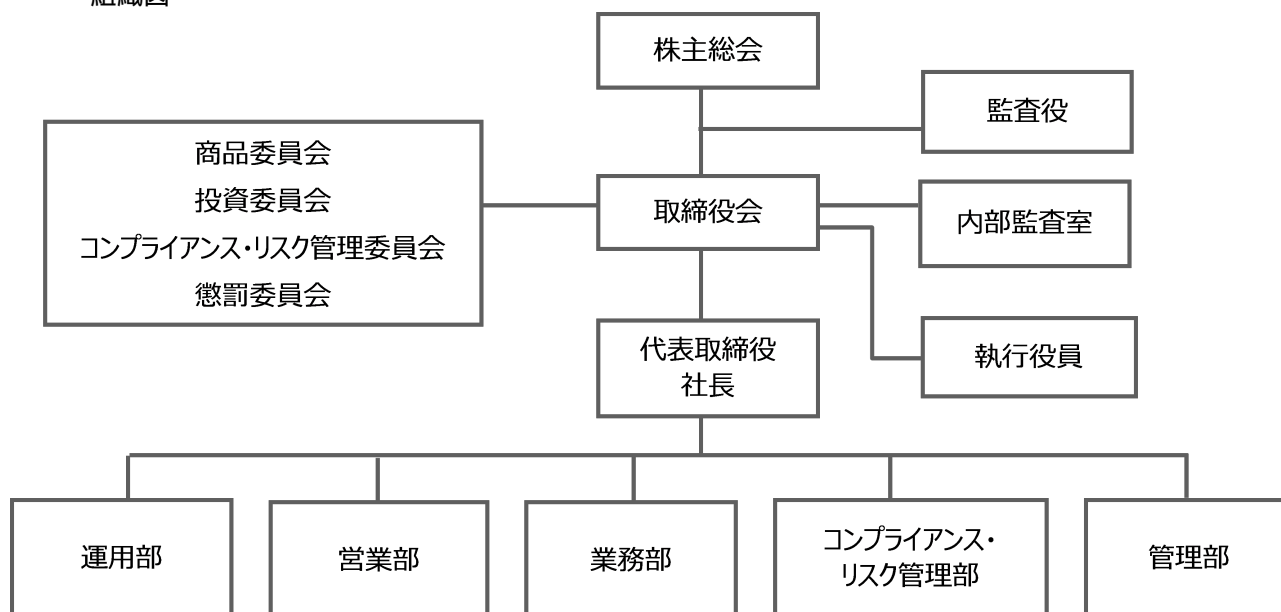
・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。3名以上7名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。取締役会はその決議をもって、取締役社長を定めます。

・各種委員会

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の下部機構として商品委員会、投資委員会、コンプライアンス・リスク管理委員会および懲罰委員会が設置されています。

組織図



2019年11月末現在

投資運用の意思決定機構

1. 投資委員会において、運用部が策定した運用方針・運用計画に関する協議・決定を行います。また、コンプライアンス・リスク管理委員会から提言があった場合には、運用方針・運用計画の見直し方策に関する協議・決定を行います。

投資委員会は、代表取締役社長、運用部の責任者、ファンドマネージャーおよび投資判断者、業務部の責任者、コンプライアンス・リスク管理部の責任者、コンプライアンス責任者で構成し、原則として月次で開催されます。

2. 運用部のファンドマネージャーは、投資委員会において決定された運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図を行い、トレーディング担当者は、これに基づき、売買の執行および取引内容の確認を行います。

3. コンプライアンス・リスク管理委員会において、コンプライアンス・リスク管理部による運用実績評価・パフォーマンス分析に基づき、運用状況の検証を行います。また、必要に応じ、運用方針・運用計画の見直しを投資委員会に提言します。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、運用部、営業部、業務部、コンプライアンス・リスク管理部等の各責任者、コンプライアンス責任者等で構成し、原則として月次で開催されます。

2019年11月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。
- ・2019年11月末現在、委託会社が運用する投資信託(総ファンド数5本、純資産総額4,749百万円。ただし、親投資信託は除きます。)は以下のとおりです。

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	5	4,749
単位型株式投資信託	0	0
合計	5	4,749

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。また、第21期事業年度に係る中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、イデア監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	94,198	138,357
前払費用	6,044	5,093
未収入金	1 59,673	-
未収委託者報酬	15,117	3,197
未収収益	7,735	37
立替金	40,266	4,751
未収消費税等	5,302	7,114
流動資産合計	228,338	158,552
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	0	0
器具備品（純額）	2 0	2 0
有形固定資産合計	0	0
固定資産合計	0	0
資産合計	228,338	158,552
負債の部		
流動負債		
預り金	4,129	4,915
未払金	17,127	4,915
未払手数料	8,567	1,797
未払費用	991	1,616
未払委託調査費	907	-
未払法人税等	1,786	3,779
流動負債合計	33,509	17,025
固定負債		
資産除去債務	3,200	-
固定負債合計	3,200	-
負債合計	36,709	17,025
純資産の部		
株主資本		
資本金	260,000	330,000
資本剰余金		
資本準備金	25,000	75,000
その他資本剰余金	323,456	6,629
資本剰余金合計	348,456	81,629
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	416,826	270,101
利益剰余金合計	416,826	270,101
株主資本合計	191,629	141,527
純資産合計	191,629	141,527
負債・純資産合計	228,338	158,552

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日)		当事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	
営業収益				
委託者報酬		121,193		28,061
投資助言報酬		10,954		-
運用受託報酬		1,790		227
営業収益合計		133,938		28,289
営業費用				
支払手数料	1	60,236		13,901
広告宣伝費		-		2,725
調査費		32,465		22,923
委託調査費		9,537		145
図書費		265		246
委託計算費		742		364
通信費	1	1,826		2,654
印刷費		3,393		2,579
諸会費		1,954		1,863
営業費用合計		110,422		47,404
一般管理費				
給料・手当		136,028		140,043
役員報酬		19,180		24,100
租税公課		5,574		5,504
不動産賃借料		10,499	1	18,301
退職給付費用		3,805		172
消耗器具備品費		2,283	1	6,218
機器賃借料		9,925		8,648
法律専門家報酬		4,036		1,083
新人採用費		-		2,295
業務委託費	1	44,020		32,916
諸経費		33,080	1	17,595
一般管理費合計		268,434		256,879
営業損失		244,918		275,994
営業外収益				
為替差益		47		752
その他営業外収益		49		31
営業外収益合計		96		783
営業外費用				
支払利息	1	2,106	1	608
その他営業外費用		44		28
営業外費用合計		2,150		636
経常損失		246,972		275,847
特別利益				
受贈益		-		17,038
特別利益合計		-		17,038
特別損失				
移転費用		-		4,450
減損損失		-	2	6,332
特別損失合計		-		10,782
税引前当期純損失		246,972		269,591
法人税、住民税及び事業税		59,383		510
当期純損失		187,588		270,101

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	-	323,456	323,456	229,237	229,237	194,218	194,218
当期変動額								
増資	160,000	25,000		25,000			185,000	185,000
当期純損失（ ）					187,588	187,588	187,588	187,588
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								-
当期変動額合計	160,000	25,000	-	25,000	187,588	187,588	2,588	2,588
当期末残高	260,000	25,000	323,456	348,456	416,826	416,826	191,629	191,629

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	260,000	25,000	323,456	348,456	416,826	416,826	191,629	191,629
当期変動額								
増資	170,000	50,000		50,000			220,000	220,000
減資	100,000		100,000	100,000			-	-
欠損填補			416,826	416,826	416,826	416,826	-	-
当期純損失（　）					270,101	270,101	270,101	270,101
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								-
当期変動額合計	70,000	50,000	316,826	266,826	146,724	146,724	50,101	50,101
当期末残高	330,000	75,000	6,629	81,629	270,101	270,101	141,527	141,527

〔重要な会計方針〕

１．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。

２．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（２）連結納税制度の適用

当社の親会社であった日本アジアグループ株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用していましたが、当社の直接の親会社であった日本アジアファイナンシャルサービス株式会社が当社株式を2018年５月31日付で売却したことにより、連結完全支配関係を有しなくなったため、連結納税制度の適用を取りやめております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。なお、これによる影響はありません。

（損益計算書）

前事業年度において、「一般管理費」の「諸経費」に含めて表示していた「業務委託費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

これに伴い、前事業年度の損益計算書において、「一般管理費」の「諸経費」に表示していた44,020千円は、「業務委託費」44,020千円として組み替えております。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 未収入金 59,673千円	1 -
2 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 器具備品 37千円	2 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 器具備品 37千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2017年 4 月 1 日 至2018年 3 月31日)	当事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至2019年 3 月31日)						
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 営業取引による取引高 10,670千円 営業取引以外の取引による 取引高 2,106千円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 営業取引による取引高 11,781千円 営業取引以外の取引による 取引高 608千円						
2 -	2 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。 <table border="1"><thead><tr><th>場 所</th><th>用 途</th><th>種 類</th></tr></thead><tbody><tr><td>本社(東京都港区)</td><td>事業用資産</td><td>器具備品、ソフトウェア</td></tr></tbody></table> 当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。 継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上（6,332千円）しております。その内訳は、器具備品3,900千円、ソフトウェア2,432千円であります。 なお、回収可能価額は使用価値（備忘価額）により測定しております。	場 所	用 途	種 類	本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア
場 所	用 途	種 類					
本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア					

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	6,470	370	-	6,840

（注）増加数の内訳は次のとおりであります。

株主割当増資（新株の発行）による増加 370株

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	6,840	440	-	7,280

（注）増加数の内訳は次のとおりであります。

株主割当増資（新株の発行）による増加 440株

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、現状、資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、銀行等金融機関からの借入による資金調達は行っておりません。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益並びに立替金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 ()	時 価 ()	差 額
(1) 現金及び預金	94,198	94,198	-
(2) 未収入金	59,673	59,673	-
(3) 未収委託者報酬	15,117	15,117	-
(4) 立替金	40,266	40,266	-
(5) 未払金	(17,127)	(17,127)	-
(6) 未払手数料	(8,567)	(8,567)	-

当事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 ()	時 価 ()	差 額
(1) 現金及び預金	138,357	138,357	-
(2) 未収委託者報酬	3,197	3,197	-
(3) 立替金	4,751	4,751	-
(4) 未払金	(4,915)	(4,915)	-
(5) 未払手数料	(1,797)	(1,797)	-

() 負債に計上されているものは、() で示しています。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 立替金、(4) 未払金、

(5) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2018年3月31日）

（単位：千円）

	1 年以内
現金及び預金	94,198
未収入金	59,673
未収委託者報酬	15,117
立替金	40,266
合 計	209,256

当事業年度（2019年3月31日）（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	138,357
未収委託者報酬	3,197
立替金	4,751
合 計	146,307

3. 金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2018年3月31日）（単位：千円）

	1年以内
未払手数料	8,567
合 計	8,567

当事業年度（2019年3月31日）（単位：千円）

	1年以内
未払手数料	1,797
合 計	1,797

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しておりましたが、2018年5月30日付で廃止いたしました。

2. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	当事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
確定拠出年金への掛金支払額	3,805	172
合 計	3,805	172

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	207,522	242,597
未確定債務	2,188	375
減損損失	2,171	2,179
資産除去債務	979	-
その他	157	66
繰延税金資産小計	213,019	245,218
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*2)		242,597
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		2,621
評価性引当額小計(*1)	213,019	245,218
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

(*1) 評価性引当額が32,199千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が35,074千円増加したことに伴うものであります。

(*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2019年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	4,097	82,575	-	71,127	-	84,796	242,597
評価性引当額	4,097	82,575	-	71,127	-	84,796	242,597
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
期首残高	3,200千円
その他の増減額（ は減少）	- 千円
期末残高	3,200千円

2．資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	3,200千円
債務除去債務の履行による減少額	3,200千円
期末残高	- 千円

2．資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの
該当事項はありません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

１．製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（１）親会社等

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

種類	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
親会社	日本アジアグループ(株)	東京都千代田区	3,995百万円	投資事業	被所有 間接 100%	連結納税	連結納税に伴う受取予定額	59,673	未収入金	59,673
	日本アジアファイナンシャルサービス(株)	東京都中央区	70百万円	コンサルティングサービス	被所有 直接 100%	役員の兼任業務委託	株主割当による新株発行借入金利息（注2） 業務委託費	185,000 2,106 9,600	- - -	- - -

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

２．市場金利を勘案して合理的に決定しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

種類	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権の 所有（被所有）割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
親会社	iホールディングス(株)	東京都港区	70百万円	純粋持株会社	被所有 直接 60%	資金の借入増資 役員の兼任	株主割当増資（注2）	72,000	-	-
							株主割当増資（現物出資）（注3）（注4）	60,000	-	-
							短期借入金（注4）	100,000	-	-
							借入金利息（注5）	608	-	-
	あい証券(株)	東京都港区	250百万円	証券業	被所有 直接 40%	資本取引 転貸借 契約	株主割当増資（注2）	88,000	-	-
							株主割当増資（注3）			
							不動産賃借料	11,299	-	-
							水道光熱費	368	-	-
							消耗器具備品費	64	-	-
							旅費交通費	49	-	-

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

２．株主割当による新株の発行を１株につき500千円で行ったものであります。

３．株主割当による新株の発行を１株につき500千円で行ったものであります。

４．借入の一部は上記（注3）株主割当増資における債権の現物出資の対象となっております。

５．市場金利を勘案して合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

i ホールディングス㈱（非上場）

あい証券㈱（非上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	28,016円	19,440円
1株当たり当期純損失金額	28,797円	37,101円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純損失	187,588千円	270,101千円
普通株式に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純損失	187,588千円	270,101千円
普通株式の期中平均株式数	6,514株	6,905株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表
中間貸借対照表

（単位：千円）

当中間会計期間 (2019年 9 月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	75,341
前払費用	4,364
未収委託者報酬	14,770
未収収益	36
未収消費税等	3,855
立替金	7,036
流動資産合計	105,404
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備（純額）	0
器具備品（純額）	* 1 0
有形固定資産合計	0
固定資産合計	0
資産合計	105,404
負債の部	
流動負債	
関係会社短期借入金	30,000
預り金	2,785
未払金	4,138
未払手数料	4,286
未払費用	1,734
未払法人税等	1,215
流動負債合計	44,161
負債合計	44,161
純資産の部	
株主資本	
資本金	365,000
資本剰余金	
資本準備金	110,000
その他資本剰余金	6,629
資本剰余金合計	116,629
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	420,385
利益剰余金合計	420,385
株主資本合計	61,243

純資産合計	61,243
負債・純資産合計	105,404

中間損益計算書

（単位：千円）

当中間会計期間 （自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日）	
営業収益	
委託者報酬	21,858
運用受託報酬	33
営業収益合計	21,892
営業費用	
支払手数料	7,469
広告宣伝費	4,766
調査費	8,199
図書費	109
委託計算費	228
通信費	1,892
印刷費	1,786
諸会費	995
営業費用合計	25,449
一般管理費	
給料・手当	75,723
役員報酬	19,800
租税公課	1,405
不動産賃借料	10,462
消耗器具備品費	1,693
機器賃借料	3,145
新人採用費	6,625
業務委託費	9,110
諸経費	17,262
一般管理費合計	145,227
営業損失	148,784
営業外収益	
雑収入	6
営業外収益合計	6
営業外費用	
支払利息	77
営業外費用合計	77

経常損失	148,855
特別損失	
減損損失	1,307
特別損失合計	1,307
税引前中間純損失	150,163
法人税、住民税及び事業税	120
中間純損失	150,284

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金		
					繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	330,000	75,000	6,629	81,629	270,101	270,101	141,527	141,527
当中間期変動額								
中間純損失					150,284	150,284	150,284	150,284
増資	35,000	35,000	-	35,000			70,000	70,000
当中間期変動額合計	35,000	35,000	-	35,000	150,284	150,284	80,284	80,284
当中間期末残高	365,000	110,000	6,629	116,629	420,385	420,385	61,243	61,243

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日)
1．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。
2．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(2)無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。 (1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (2)連結納税制度の適用 当社の親会社であった日本アジアグループ株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用していましたが、当社の直接の親会社であった日本アジアファイナンシャルサービス株式会社が当社株式を平成30年５月31日付で売却したことにより、連結完全支配関係を有しなくなったため、連結納税制度の適用を取りやめております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2019年 9 月30日)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。 器具備品 37千円

(中間損益計算書関係)

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア

当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。

上記の資産については営業活動から生じる損益が当面マイナスとなることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上（1,307千円）しております。その内訳は、器具備品552千円、ソフトウェア755千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値を零として算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当中間会計期間末
普通株式（株）	7,280	140	-	7,420

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
（１）現金及び預金	75,341	75,341	-
（２）未収委託者報酬	14,770	14,770	-
（３）立替金	7,036	7,036	-
資産計	97,147	97,147	-
（１）関係会社短期借入金	30,000	30,000	-
（２）未払金	4,138	4,138	-
（３）未払手数料	4,286	4,286	-
負債計	38,424	38,424	-

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産 （１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

負 債 （１）関係会社短期借入金、（２）未払金、（３）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

中間損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	8,253円85銭
1 株当たり中間純損失金額	20,634円92銭
(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、1 株当たり中間純損失金額が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
2 . 当中間会計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日) における 1 株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間損益計算書上の中間純損失	150,284千円
普通株式に帰属しない金額の内訳	該当事項はありません。
普通株式に係る中間純損失	150,284千円
普通株式の期中平均株式数	7,283株

(重要な後発事象)

1. 増資

新株の発行

当社は、2019年12月25日開催の取締役会において、株主割当による新株の発行を決議いたしました。新株発行の概要は以下のとおりであります。

(1)発行株式の種類及び数	普通株式 100株
(2)発行金額	1 株につき500,000円
(3)発行総額	50,000,000円
(4)払込期日	2020年1月15日
(5)増加する資本金の額	25,000,000円
(6)増加する資本準備金の額	25,000,000円
(7)割当先及び割当株式数	iホールディングス株式会社 60株 あい証券株式会社 40株
(8)資金使途	運転資金

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2019年9月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 : 10,000百万円（2019年9月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2019年9月末現在)	事業の内容
F P L 証券株式会社	190百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
アーク証券株式会社	2,619百万円	
あい証券株式会社	310百万円	
あかつき証券株式会社	3,067百万円	
山和証券株式会社	585百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年9月17日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

2019年6月19日

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立 野 晴 朗

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年1月15日

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

公認会計士 立 野 晴 朗

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているあい・パワーファンドの2019年4月23日から2019年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あい・パワーファンドの2019年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月27日

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立 野 晴 朗
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2019年12月25日開催の取締役会において、株主割当による新株の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

